

地方独立行政法人静岡県立病院機構寄附金等取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）における寄附金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金とは、寄附者が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条に規定する業務（以下「法人の業務」という。）に資する目的で法人に寄附する現金又は有価証券をいう。
- (2) 施設設備その他の財物の寄贈とは、寄附者が法人の業務に資する目的で法人に寄附する財産をいう。
- (3) 役務の無料提供等とは、寄附者が法人の業務に資する目的で法人に無料で提供する労務又は便益並びにその他の行為（法人の業務に資する目的で、法人が公募するボランティアは除く。）をいう。
- (4) 奨学寄附金とは、前各号に定める寄附金等のうち、企業、団体及び研究機関等から研究の奨励を主たる目的として、組織及び研究内容を指定した寄附金等をいう。

(受入れの制限)

第 3 条 寄附金等を受入れようとする場合において、次の各号に該当するものは、これを受入れることができない。

- (1) 法人の業務と認められない寄附金等
- (2) 特定職員の利用を条件とした寄附金等
- (3) 当法人に不利益や負担を伴う次の条件が付されている寄附金等
  - ア 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
  - イ 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
  - ウ 寄附金等による研究の成果を寄附者に報告すること。
  - エ 寄附金等の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
  - オ 寄附申込後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること。
  - カ 寄附金等を受入れることによって、著しく法人の財政に負担が伴うもの。
  - キ その他理事長が特に法人の業務に支障があると認める条件

(申出)

第 4 条 理事長は、寄附申出書（様式第 1 号）またはオンライン寄附申込フォームにより、寄附の申出を受けるものとする。

(受入れの決定)

第5条 寄附金等の受入れの決定は理事長が行うものとし、理事長はこれを本部事務部長及び各病院の長に専決させるものとする。

ただし、奨学寄附金の受入れの決定は、あらかじめ理事会の議を経るものとする。

2 本部事務部長及び各病院の長は、前項の受入れの決定の専決に際し、別に定める寄附金等の受入審査会を開催するものとする。

(受入れの承諾・辞退)

第6条 前条に定める決定の結果、寄附の受入れを承諾又は辞退する場合は、寄附者に対し寄附受入承諾書(様式第2号)又は寄附受入辞退書(様式第3号)を送付するものとする。

(寄附の受領)

第7条 理事長は、前条の受入れの承諾に基づき、寄附金等を受領したときは、寄附者に対し寄附受領書(様式第4号)及び本法人が特定公益増進法人である旨を静岡県が証する書類の写しを送付するものとする。

2 本部事務部長及び各病院の長は、寄附受入台帳を備え、寄附金等を受領した場合には速やかに記録するものとする。

3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項及び寄附の使途その他必要と認められる事項を記録するものとする。

(寄附の使用)

第8条 寄附金等は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

2 寄附金を使用する場合には、原則として歳入歳出予算に計上することとし、入出金の明細、残高等については補助簿により別に管理する。

(情報公開)

第9条 寄附金等に関して、次に掲げる各号の情報については、法人のホームページ等で、その情報を公開する。

ただし、寄附金等(奨学寄附金を除く)について、情報公開を希望しないとの申出があった寄附は、非公開とすることができる。

- (1) 寄附者
- (2) 寄附目的
- (3) 寄附内容
- (4) その他必要と認める事項

(報告)

第10条 各病院の長は、毎年4月10日までに前年度において受領した寄附金等の実績及びその執行状況等を本部事務部長に報告するものとする。

なお、奨学寄附金については、地方独立行政法人静岡県立病院機構寄附金等審査会規程第3条第2項に定める奨学寄附金審査委員会の審査を経た後に報告するものとする。

2 各病院の長は、受領した寄附金等の価格又は金額が理事長が別に定める額以上のときは、前項の報告とは別に寄附金等を受領した後速やかに報告するものとする。

3 前2項の規定により報告する事項は、第7条第2項に規定する寄附受入台帳に記載された事項とする。

4 本部事務部長及び各病院の長は、寄附者から当該者の寄附金等の利用状況について照会があったときは、その利用状況を当該者に対し、速やかに報告するものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

年 月 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 様

寄附申出者 住 所（主たる事務所の所在地）  
氏 名（名称・代表者） ⑩  
電 話 （ ）

### 寄 附 申 出 書

下記のとおり寄附を申し出ます。

#### 記

- 一 寄附の目的
- 二 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあつては、金額）
- 三 寄附の予定年月日 年 月 日
- 四 寄附の方法
- 五 情報公開の希望（※奨学寄附金は記載不要）  
希望する ・ 希望しない  
（希望しない場合はその理由）
- 六 その他

#### （備考）

1. 「四 寄附の方法」については、御寄附いただく方法（金銭の金融機関振込、寄附品の現物寄附等）を御記入ください。
2. 当機構では寄附の受入状況については、原則として、その情報を公開することとしています。  
公開を希望しない場合は、恐れ入りますが、その理由を御記入ください。  
ただし、奨学寄附金については、情報を非公開とすることはできませんので、あらかじめ御容赦ください。
3. 御寄附にあたり条件等がある場合には、「六 その他」に御記入ください。

第 号  
年 月 日

寄附受入承諾書

（寄附申出者）

住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称・代表者） 様

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 ⑩

年 月 日付で寄附のお申し出をいただき、厚くお礼申し上げます。  
お申し出いただきました下記の寄附につきましては、受諾させていただきます。

記

一 寄附の目的

二 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあつては、金額）

第 号  
年 月 日

寄附受入辞退書

（寄附申出者）

住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称・代表者） 様

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 ㊟

年 月 日付けで寄附のお申し出をいただき、厚くお礼申し上げます。  
お申し出いただきました下記の寄附につきましては、誠に恐縮ながら辞退させていただきます。

記

- 一 寄附の目的
- 二 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあつては、金額）
- 三 辞退理由

第 号  
年 月 日

寄附受領書（領収書）

（寄附申出者）

住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称・代表者） 様

地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長 ⑩

年 月 日付けでお申し出いただきました下記の寄附につきましては、正に受領しました。  
貴殿からの御寄附の趣旨に従い、有効に活用させていただきます。

記

一 寄附の目的

二 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあつては、金額）

（注）当該寄附は、以下の法律等に基づく特定公益増進法人に対する寄附となります。

所得税法施行令第 217 条第 1 項第 1 の 2 号に該当、法人税法施行令第 77 条第 1 項第 1 の 2 号に該当、  
地方独立行政法人法第 21 条第 3 号チ（病院事業）に該当、静岡県税賦課徴収条例第 12 条の 3 に該当